

香 芝 市
障 害 福 祉 計 画

第 2 期

平成 2 1 年 3 月

奈良県香芝市

～ 目 次 ～

計画の基本的事項

- 1．計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2．人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3．障害者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4．障害程度区分と支給決定の状況及び受給者証の所持者数・・・ 3
- 5．障害者自立支援法 サービス体系・・・・・・・・・・・ 4

障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策

- 1．障害福祉サービスの見込み量・・・・・・・・・・・・ 5
- 2．見込み量確保のための方策・・・・・・・・・・・・ 1 1

障害福祉計画の目標達成にむけて

- 1．地域自立支援協議会の設置・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2．自立支援協議会の運営体系・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 3．地域生活や一般就労への移行に関する目標・・・・・・・・ 1 4
- 4．計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・ 1 4

計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

「障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村福祉計画」として策定するもので、国の基本指針に即して障害者自立支援法に基づき、障害者福祉の円滑な提供とサービス基盤の整備を図るための計画です。

本計画の期間は、平成18年度から平成23年度までの6年間とし、平成18年度から20年度の3年間の第1期とし、平成20年度に見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの3年間の第2期計画として定めます。なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

2. 人口の推移 (20年度以降は、推定人口) (人)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
男 性	34,968	35,284	35,635	35,524	39,339	36,532	36,818
女 性	37,286	37,736	38,180	38,750	36,027	39,929	40,330
合 計	72,254	73,020	73,815	74,274	75,366	76,461	77,148

平成20年度以降の推定人口については、香芝市総合計画が見直しの時期となるため、国立社会保障・人口問題研究所のHPより平成22年の推定人口より算出しました。

3. 障害者数の推移

障害者別内訳(手帳所持者数)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	1,822	1,890	1,944	1,994	2,040	2,082	2,120
知的障害者	254	271	295	308	321	334	347
精神障害者	106	122	115	156	172	184	198
合 計	2,182	2,283	2,354	2,458	2,533	2,600	2,665

身体障害者

身体障害者障害別内訳

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
視覚障害	156	161	163	171	175	179	183
聴覚・平衡機能障害	161	295	154	167	171	175	178
肢体不自由	1,036	1,076	1,096	1,136	1,163	1,187	1,208
内部障害	469	493	531	520	531	541	551
合 計	1,822	1,890	1,944	1,994	2,040	2,082	2,121

種類別級別身体障害者別内訳

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	59	21	200	271	551
2級	38	35	180	5	258
3級	6	12	249	120	387
4級	13	23	302	135	473
5級	23	2	102	0	127
6級	24	61	63	0	148
合計	163	154	1,096	531	1,944

(平成19年度未現在)

知的障害者

障害程度別内訳

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A	87	93	110	107	112	117	121
B	167	178	185	201	209	217	226
合計	254	271	295	308	321	334	347

精神障害者

精神障害者等級別内訳

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	25	27	25	36	40	42	45
2級	68	75	72	97	107	114	123
3級	13	20	18	23	25	28	30
合計	106	122	115	156	172	184	198

精神障害者医療費公費負担受給者数の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
香芝市	369	409	420	437	457	477	497

4 . 障害程度区分と支給決定の状況及び受給者証の所持者数

障害程度区分別の認定者数

障害者自立支援法の施行により、支給決定の透明化・公平化を図る観点から、サービスの種類や量などを決定するための判断材料として、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」の制度が導入されています。

障害程度区分認定者数

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者		8	8	8	4	18	46
知的障害者		6	26	29	11	14	86
精神障害者	1	6	13	4			24
合計	1	20	47	41	15	32	156

(平成20年3月現在)

障害福祉サービス及び自立支援医療受給者証の所持者数

	介護給付・訓練等給付 (障害福祉サービス) 支給決定を受けた人	自立支援医療	合計
身体障害者	48	-	48
知的障害者	118	-	118
精神障害者	38	420	458
児童	194	-	194
合計	398	420	818

(平成20年3月現在)

5 . 障害者自立支援法 サービス体系

給付等体系			対 象			
			身体	知的	精神	
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護			
			重度訪問介護			
			行動援護			
			生活介護			
			療養介護			
			児童ディサービス			
			短期入所			
			重度障害者等包括支援			
			共同生活介護			
			施設入所支援			
	サービス	訓練等給付	自立訓練（機能回復）			
			自立訓練（生活訓練）			
			就労移行支援			
			就労継続支援（A型）			
			就労継続支援（B型）			
			共同生活援助			
	自立支援医療		（旧）更生医療			
			（旧）育成医療			
			（旧）精神通院公費			
	補装具		補装具			
地域生活支援事業	市町村地域生活支援事業	相談支援事業				
		コミュニケーション支援事業				
		日常生活用具給付等事業				
		移動支援事業				
		地域活動支援センター事業				
		訪問入浴サービス事業				
		更生訓練費給付事業				
		日中一時支援事業				
社会参加促進事業						

障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策

1. 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

居宅介護：入浴・排泄・食事の介護など、在宅生活における介護サービスを行います。

重度訪問サービス：重度の肢体不自由者であって、常に介護を必要とする人に対し、入浴・排泄・食事の介護及び移動の介護等を総合的に行います。

行動援護：著しい行動障害を有する知的障害者・精神障害者で、常に介護を必要とする人に対し、移動の介護、危険の回避のための援護などの支援を行います。

重度障害者等包括支援：常に介護を必要とする障害者であって、その必要度が著しく高い人に対し、居宅介護などの障害者福祉サービスを包括的に提供します。

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護	時間分	1,626	1,820	2,016
行動介護 重度障害者等包括支援	利用者数(人)	58	65	72

(2) 日中活動系サービス

生活介護：常に介護を必要とする障害者に対し、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴・排泄・食事の介護や創作的活動・生活活動等の支援を行います。

自立訓練（機能訓練）：身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

自立支援（生活訓練）：知的障害者・精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力向上のために必要

な訓練等を行います。

就 労 移 行 支 援：一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者であって、就労を希望する人に対し、生活活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います。

就 労 継 続 支 援（ A 型 ）：通常の事務所に雇用されることが困難な障害者を雇用し、生活活動その他を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

就 労 継 続 支 援（ B 型 ）：雇用には至らないが、雇用に向けより実践的な訓練を必要とする人、再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し就労機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

療 養 介 護：医療を要する障害者であって、常に介護を必要とする人に対し、病院の施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等の支援を行います。

児 童 デ ィ サ ー ビ ス：障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適用訓練などの支援を行います。

短期入所（ショートステイ）：居宅において介護を行う人の疾病などの理由により、短期間の入所を必要とする障害者に対し、障害福祉施設等に短期間入所させ、必要な介護の支援を行います。

施 設 入 所 支 援：障害者支援施設等に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴・排泄・食事等の介護を行います。

サービス名	単 位		2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度
生活介護	実利用者数	人/月	3 5 0	4 0 0	4 4 0
	サービス量	人日/月	2 0	2 5	3 0
自立支援（機能訓練）	実利用者数	人/月	2 0	4 4	4 4
	サービス量	人日/月	1	2	2
自立支援（生活訓練）	実利用者数	人/月	2 0	3 0	4 4
	サービス量	人日/月	1	2	2
就労移行支援	実利用者数	人/月	7 0	9 0	1 1 0
	サービス量	人日/月	3	4	5
就労継続支援（A型）	実利用者数	人/月	3 0	6 0	1 1 0
	サービス量	人日/月	7	1 0	1 5
就労継続支援（B型）	実利用者数	人/月	7 0 0	9 5 0	1 2 1 0
	サービス量	人日/月	6 0	9 0	1 2 0
療養介護	実利用者数	人/月	3	4	6
児童デイサービス	実利用者数	人/月	7 0 0	8 0 0	9 0 0
	サービス量	人日/月	1 1 0	1 1 2	1 1 5
短期入所（ショートステイ）	実利用者数	人/月	8	9	1 0
	サービス量	人日/月	6	6	6

（ 3 ） 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）：地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者・精神障害者につき、共同生活を営む住民において、相談その他日常生活の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）：介護を要する知的障害者・精神障害者につき、主として夜間に共同生活を営む住居において入浴・排泄・食事の介護を行います。

サービス	単位	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度
共同生活援助	人分	1 0	1 2	1 4
共同生活介護	箇所数	7	7	7

（ 4 ） 施設入所支援

施設入所支援：障害者支援施設等に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴・排泄・

食事等の介護を行います。

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
施設入所	人分	10	10	10
	箇所数	7	7	8

(5) 地域生活支援事業

相談支援事業等：障害者からの相談に応じ、必要な情勢の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

関係機関との連携を深め相談に対応できる機関・施設等を紹介するなど、身近な地域での相談窓口の整備・拡充を推進します。

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援事業				
障害者自立支援事業	実施箇所数	4	4	4
地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1

コミュニケーション支援事業：聴覚・言語機能・音声機能・その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、障害者等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

点字翻訳者や手話通訳者等の支援者の確保・育成に努めるとともに、障害者に対する各種研修会の拡充を推進します。

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
手話通訳者等派遣事業	利用者数	80	85	90
要約筆記者等派遣事業	利用者数	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1

日常生活用具給付等事業：重度障害者に対し、自立支援生活用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

障害者が必要な用具を的確に利用することができるよう計画的な給付を推進するとともに、日常生活用具の情報提供に努めます。

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
介護・訓練支援用具	給付等件数	2	2	2
自立生活支援用具	給付等件数	35	40	45
在宅療養等支援用具	給付等件数	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	12	12	12
排泄管理支援用具	給付等件数	430	473	520
住宅改修費	給付等件数	4	4	4

移動支援事業：屋外での移動に困難がある障害者について、外出のための支援を行うことにより地域での自立生活及び社会参加を目的とする事業です。

移動支援者の確保・育成に努めるとともに、障害者が必要な移動サービスを的確に利用できるよう、計画的なサービスお提供に努めます。

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
移動支援事業	実施箇所数	30	35	40
	利用者数	125	130	140
	延べ利用時間	1,900	2,050	2,240

その他の事業

地域における障害者福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき必要と思われる事業について、以下にまとめました。

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	1	1	1
	利用者数	1	1	1
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 更生訓練費給付事業	利用者数	5	5	5
日中一時支援事業	実施箇所数	11	11	11
	利用者数	110	120	120
社会参加促進事業 自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数	1	1	1

平成21年度以降の利用量については、平成20年度までの利用実績等をもとに見込量を設定しました。

2. 見込み量確保のための方策

(1) サービスの普及・啓発及び事業者との連携

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスは身体障害、知的障害、精神障害の3障害に共通するサービスとして一元化されました。給付・交付の仕組みが大きく変わることについて、その内容の理解とサービス利用の方策など、住民に対して普及・啓発に努めます。

また、サービス提供事業者、障害者施設、相談事業所等の関係機関との連携を深め、障害者に分かりやすく利用しやすいサービスの提供に努めます。

(2) サービス事業者の確保

障害者に対する必要サービスの確保・充実に向け、新たな事業者の誘致を検討するとともに、事業者間の連携・協力体制の構築を促進しサービスの提供確保に努めます。

(3) 相談支援体制の推進

障害者が自立した地域で自立した生活を送るためには、相談支援体制の充実が必須です。地域における支援窓口の拡充に努めます。

(4) サービス基盤の整備

障害福祉サービスの確保・拡充に向け、必要な施設の整備や事業者等の連携確保に努めるとともに、地域の貴重な社会資源である各種団体・住民活動や企業等との連携・協働を促進しサービス基盤の整備に努めます。

(5) 指定障害者支援施設への移行推進

障害者がより質の高いサービスを的確に利用できるよう、指定障害者支援施設への移行を推進します。

障害福祉計画の目標達成にむけて

1. 地域自立支援協議会の設置

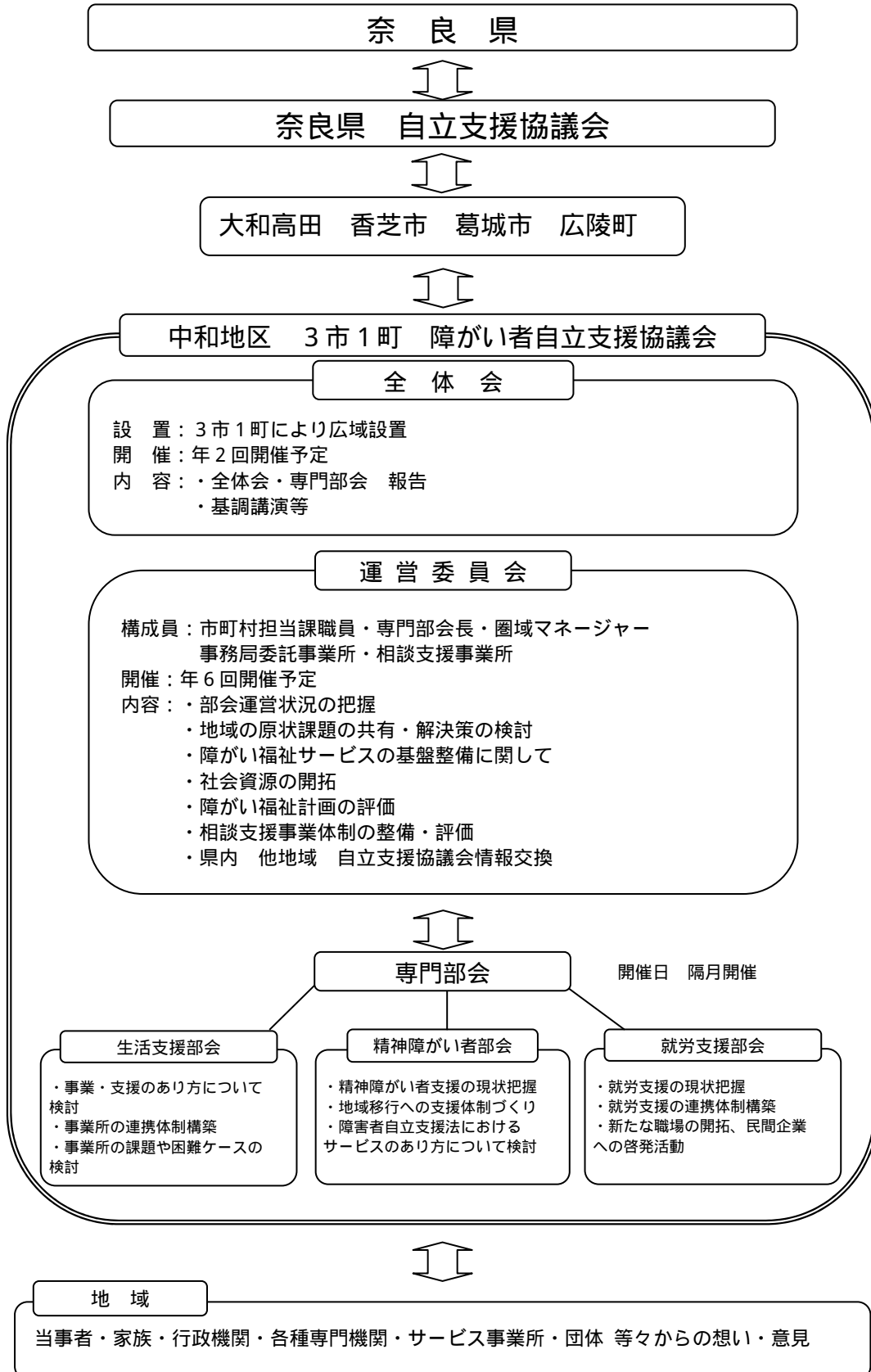
計画目標の達成に向けて諸施設の着実な実施を図るとともに、地域全体で障害者を支える力を高める観点から、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、企業等の地域ネットワークの構築のため、本市では、平成19年10月に奈良県の中和地区3市1町（大和高田市・香芝市・葛城市・広陵町）で「中和地区3市1町障害者自立支援協議会」を設立しました。

自立支援協議会には、全体会・運営委員会・専門部会を設置し、専門部会は、生活支援部会、精神障害者部会、就労支援部会の3つの部会で構成されます。

また、協議会では次の5つの目的をもって、その業務を推進します。

1. 広域連携による福祉サービスの向上
2. 相談支援体制の充実・強化
3. 課題解決に向けた専門性の高い部会運営
4. 社会資源のさらなる活用
5. 障害福祉計画の評価

2. 自立支援協議会の運営体系



3. 地域生活や一般就労への移行に関する目標

施設入所者の地域生活への移行

平成20年	⇒	平成23年
現入所者 59人		減少数 3人

入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成20年	⇒	平成23年
入院者数 27人		減少数 2人

福祉施設から一般就労への移行

平成20年	⇒	平成23年
移行者数 1人		移行者数 2人

4. 計画の推進にあたって

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、見込量の達成状況の点検評価をするほか、関係機関で見込量を共有し、連携して目標の達成に向けて取り組むよう計画の効果的な推進に努めます。

計画の進行管理

サービス事業者等の協力を得ながら障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査し、サービス利用量などについて点検をしていきます。